～令和２年度児童館延長時間登録（児童クラブ）のしおり～

１．児童クラブについて

保護者が就労等により放課後家庭にいない小学生を対象に、児童館の開館時間（平日：９：30～18：00、学校休業日：８：30～17：00）を延長して利用できる制度です。

児童厚生員や放課後児童支援員が、地域における遊びの提供や生活の援助と子育て支援を通して、児童の心身を育成し、情操を豊かにすることを目的とします。

児童クラブを利用する場合は、児童館の利用登録（各児童館にて登録）及び児童クラブの利用申請（10.申請受付場所参照）の両方の手続きが必要となります。

２．活動内容

年齢の異なる児童が一緒に過ごし、遊ぶ場所やくつろぐ場所等を提供すると共に、基本的生活習慣について支援するために、学習活動やグループ遊び、創作活動等を通して、子どもの健全育成上必要な活動を行います。

３．開所時間

（小学校授業日）　放課後から１９：００まで
（小学校休業日）　７：３０から１９：００まで
※小学校休業日とは…土曜日や小学校臨時休業日、長期休業日（春・夏・冬休み）等です。
※児童クラブは１９：００前でも利用児童がいなくなり次第、終了する場合があります。

４．休業日

日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）、その他市が必要と認めた日

５．利用料金

無　　料
※ただし、児童館・児童センターごとに実費負担（おやつ代・連絡帳代等）が必要となる場合がありますので、各児童館・児童センターへご確認ください。
（連絡先は「令和２年度児童館延長時間登録（児童クラブ）一覧」参照。）

６．申請手続き

◎申請について

令和２年４月から利用を希望する方は、令和元年１２月２日（月）から１月３１日（金）の期間内に必要書類を添えて申込みしてください。

年度途中に申請する方は、利用希望月の前月15日までに申し込みください。

◎入会申込に必要な書類等

次の書類を提出してください。

① 令和２年度児童館延長時間登録（児童クラブ）申請書

※利用児童１人につき１枚

② 就労証明書

※保護者ごとに１枚（父の分と母の分）

※現在の勤務先が同じ場合は、直近の源泉徴収票写しも可。

③ その他家庭で保護ができないことを証明する書類

※「就労中でない保護者」は③を、保護者ごとに１枚提出する必要があります。

④住民票

※市内に住所のない児童・保護者については「住民票」を提出してください。

＊上記の書類は、こども家庭課、各児童クラブで用意しているほか、市のホームページからもダウンロードできます。

7．申請内容の変更について

転居した等、申請書の内容に変更が生じた場合は、こども家庭課、各児童クラブのいずれかに変更届出書を提出してください。

8．退会・申込取消について

保護者の退職などにより、児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、退会する月の末日までに、こども家庭課、各児童クラブのいずれかに退会届を提出してください。

※なお、入会される児童の情報については、児童の安全のため、市及び児童クラブ間で情報共有しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

9．児童クラブと保護者との連絡

児童クラブを欠席する際は、必ず登録している児童クラブに連絡してください。

また、病気や怪我など緊急の際は、状況に応じて保護者に連絡する場合がございますのであらかじめご了承ください。

10．申請受付場所

（新規の申込み）

弘前市健康こども部こども家庭課健全育成係

（市役所前川本館１Ｆ窓口Ａ－１０２番）

（継続の申込み）

利用を希望する児童クラブ

＊令和２年度児童クラブ一覧をご参照ください。

令和２年度児童館延長時間登録（児童クラブ）一覧

＊各児童クラブは、児童館・児童センター内に開設しています。
　児童館・児童センターと児童クラブの場所や電話は同じです。

名　　称	小学校	開設場所	電　話	ＦＡＸ
みやぞの児童クラブ	時敏	宮園二丁目５番地５	36-8040	36-8040
北児童クラブ	北	青山三丁目 22 番地３	32-3155	32-3155
豊田児童クラブ	豊田	豊田一丁目４番地 68	27-7828	26-7299
三岳児童クラブ	文京 附属	三岳町 13 番地 42	35-3040	35-3040
千年児童クラブ	千年	小栗山字川合 51 番地１	88-1166	88-1166
致遠児童クラブ	致遠	浜の町北一丁目８番地１	40-0072	40-0072
西部児童クラブ	高杉	高杉字神原 93 番地２	95-3970	95-3970
東部児童クラブ	東 福村	田園一丁目８番地４	29-5519	29-5579
岩木児童クラブ	岩木	五代字田屋敷 182 番地	82-1045	82-1045
和徳町児童クラブ	和徳	和徳町 210 番地３	33-2406	33-2406
進修児童クラブ	和徳	堅田三丁目 17 番地１	27-4163	27-4163
城東児童クラブ	城東	大久保字西田 105 番地 40	55-9138	55-9138
堀越児童クラブ	堀越	堀越字川合 59 番地 28	27-8231	27-8231
大和沢児童クラブ	大和沢	狼森字天王 10 番地 12	87-2122	87-2122
三省児童クラブ	三省	三世寺字月見野２番地４	95-2314	95-2314
東目屋児童クラブ	東目屋	桜庭字清水流 52 番地２	86-2118	86-2118
船沢児童クラブ	船沢	細越字早稲田 42 番地	96-2188	96-2188
自得児童クラブ	自得	鬼沢字後田 163 番地１	98-2220	98-2220
新和児童クラブ	新和	青女子字桜苅 304 番地１	73-5676	73-5676
小友児童クラブ	小友	小友字宇田野 682 番地２	93-2210	93-2210
石川児童クラブ	石川	石川字大仏下 25 番地 17	92-3322	92-3322

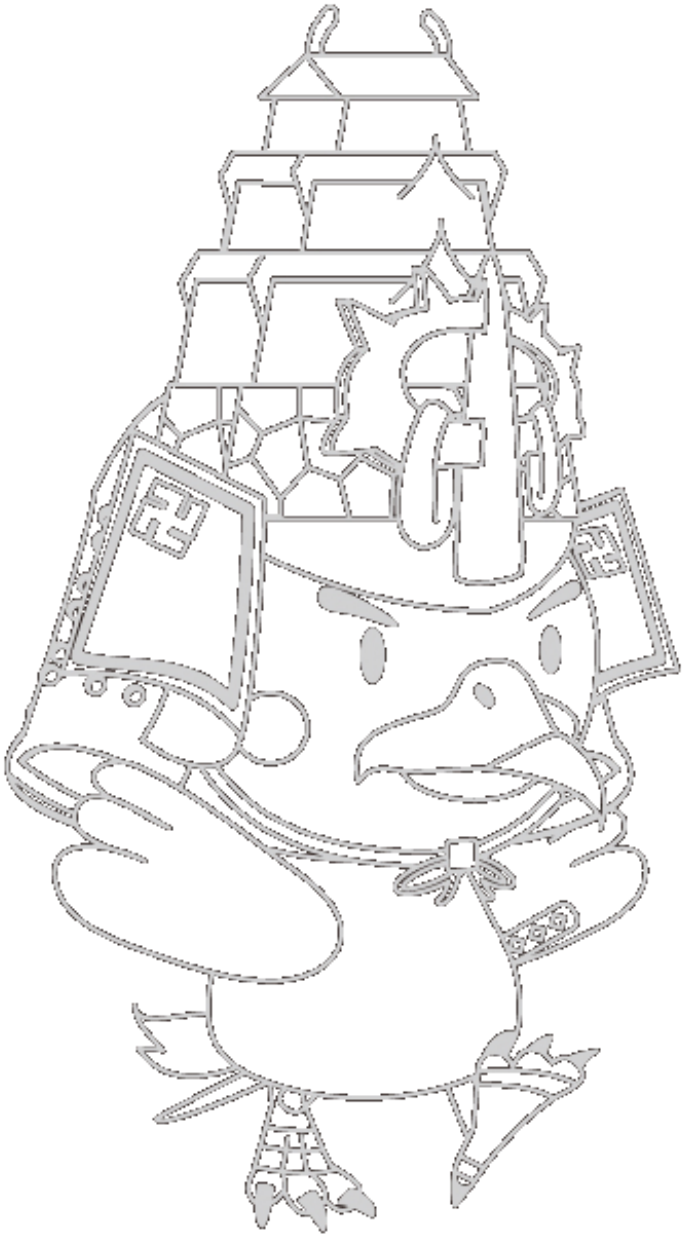

お問い合わせ
〒036-8551
弘前市大字上白銀町１番地１
弘前市健康こども部こども家庭課健全育成係
TEL 0172-40-7038
FAX 0172-39-7003
Ｅメール kodomokatei@city.hirosaki.lg.jp